

# 第13章 生徒指導、教育相談

## 1 生徒指導の意義

### (1) 生徒指導とは

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことで、その目的は、人格を尊重し、児童生徒一人一人の個性の発見と、よさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることである。そして、生徒指導は児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気付き、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものと言える。

### (2) 生徒指導の具体的な意義

- ア 生徒指導は、個別かつ発達的な教育を基礎とするものである。
- イ 生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格の価値を尊重し、個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や行動を高めようとするものである。
- ウ 生徒指導は、児童生徒の現在の生活に即しながら、具体的、実地的な活動として進められるべきである。
- エ 生徒指導は、全ての児童生徒を対象とするものである。
- オ 生徒指導は、統合的な活動である。

## 2 生徒指導の進め方

### (1) 児童生徒を十分に理解する

生徒指導に当たっては、指導・支援の前提として、児童生徒一人一人についての理解を深めることが重要となる。一人一人の児童生徒は、それぞれ違った能力・適性、興味・関心等を持っている。また、児童生徒の生育環境も将来の進路希望等も異なる。そのため、学級担任・ホームルーム担任の日頃の人的な触れ合いに基づいたきめ細かな観察や面接などに加えて、他の教職員との情報交換や連携、保護者との対話を行い、広い視野から児童生徒理解を行うことが大切である。また、児童生徒集団には、それを構成する個人の理解だけでは捉えきれない面もあるので、単に個人の理解にとどまらず、その集団の構造や特性を理解することも必要である。

### (2) 組織的対応と関係機関等との連携を図る

学校教育活動の全ての機会を生かし、全ての教職員が生徒指導に当たることが大切であり、生徒指導部等の特定の担当者の任務として任せきりにするものではない。また、「児童の権利に関する条約」等の趣旨を全ての教職員が正しく理解し、児童生徒の人権に十分配慮した、一人一人を大切に作る組織的な生徒指導推進体制を確立しなければならない。さらに、積極的な生徒指導を進める観点から、問題を抱えている児童生徒だけを対象にするのではなく、全ての児童生徒に対して生徒指導を進める必要がある。

生徒指導上不明な点や疑問な点があれば、管理職をはじめ先輩教員とよく相談し、組織の一員として取り組むことが大切である。また、学校が問題行動や不登校などの兆候を捉えた場合や問題行動等が発生した場合に、適切かつ迅速に対応するとともに、保護者や専門家、関係機関との連携を図り、組織的に対応することが重要である。保護者との連携に関しては、問題行動等が起こってからではなく、日頃から家庭訪問や電話連絡等で児童生徒の情報を伝

えていくことにより、保護者との信頼関係を構築しておくことが大切である。

### (3) 基本的な生活習慣を確立させるための指導

基本的な生活習慣は、人間の態度や行動の基礎となるもので、児童生徒にとって、社会的な自立や自己実現のために大変重要であり、様々な要素からなっている。基本的な生活習慣の各要素は、日常生活の積み重ねにより培われるものであり、食事習慣、睡眠習慣、運動習慣、排泄習慣など、幼少期からの家庭生活と関わりが深く、人間の心身の発達や成長に関わる生活習慣の基礎となるものと、学校における基本的な生活習慣に整理でき、児童生徒の成長過程の中で密接に関連している。また、基本的な生活習慣の確立は、自主性や自律性を育むという生徒指導を進めていくために不可欠なことであり、学校においては次の点に留意することが大切である。

- ア 時間を守る、物を大切に使う、服装を整えるなどの学校生活を営む上で必要なきまりに関する生活習慣を確立させる。
- イ 挨拶や礼儀、他者との関わりや自らの役割を果たすなどの集団生活に関わる生活習慣を確立させる。
- ウ 授業規律や態度、忘れ物をしないなどの学校における様々な活動を行う上での生活習慣を確立させる。

### (4) 学級・ホームルーム経営における生徒指導を充実させる

学級・ホームルーム担任は、担任する児童生徒の指導を直接的、継続的に推進する役割を担っている。そのため、意図的、積極的に児童生徒と人間的な交流を重ねるとともに、必要に応じて学年主任、生徒指導主事や生徒指導主担当者、教育相談担当者、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携を図りながら、生徒指導に当たっていくことが大切である。

生徒指導を進める上では、学級・ホームルームにおける児童生徒の人間関係を調整、改善していくことが重要である。児童生徒の望ましい人間関係は、健全な成長発達に不可欠である。人間関係を円滑にし、望ましい人間関係を築いていくためには、次の点に留意することが大切である。

- ア 児童生徒一人一人の実態を把握し、絶えず児童生徒理解を深める。
- イ 児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を得られる授業づくりや集団づくりを進める。
- ウ 集団としてその場に応じた学習や活動ができる態度を学級・ホームルームの一人一人に育成する。
- エ 小集団による話し合いが自由にでき、互いに仲間としての理解が深まるようにする。

### (5) 問題行動等への対応

児童生徒が抱える課題は、一人一人異なっているので、その集団全体を対象にするような一般的な指導だけでは解決できない場合が少なくない。児童生徒の性格や能力、更に生活環境、発達の程度、学校での生活の状況など、「個」に応じた効果的な生徒指導が必要である。すなわち、集団全体への指導の前提として、「個」としての一人一人の児童生徒の課題をおろそかにしないという姿勢をもつべきである。

また、問題行動に陥りがちな児童生徒への指導・支援については、温かな理解と指導・支援を求めているのではないかと考えることから出発しなければならない。

問題行動への初期対応が遅れると、問題が深刻化し、指導・支援も困難になることが多く、児童生徒の性格、能力、生活環境、交友関係などの特性や課題を十分理解しつつ、児童生徒の発するサインを見逃さず早期発見に努め、速やかに指導・支援することが大切である。

問題行動を早期に発見するには、次のようなことに留意する必要がある。

欠席、遅刻、早退、保健室への来室、授業中の態度、成績の急激な低下、言葉遣いや表情、頭髮等の変化、服装・持ち物の乱れ、友人関係の変化や孤立化、教職員を避けるような行動など、児童生徒の生活態度の変化を捉えること。変化をキャッチした時には、決して自分一人で抱え込まず、管理職や先輩教員等に速やかに報告・相談し、早期に適切な対応をとること。

問題行動を起こした児童生徒への効果的な指導・支援の進め方については、次の点に留意

することが大切である。

- ア 問題行動の迅速かつ客観的な事実確認
- イ 問題行動の原因の分析と個々の児童生徒に応じた指導・支援方針の確立
- ウ 希望をもたせる指導・支援
- エ 保護者への説明と適正な手続き

なお、奈良県教育委員会が発行した「中学校における暴力行為事象への指導事例集～組織的な対応をするために～」(平成24年10月)等を効果的に活用し、全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、暴力行為等の減少に向けた取組を進めることが重要である。

## (6) いじめへの対応

いじめの問題については、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。文部科学省は「いじめ防止対策推進法」に基づき定めた「いじめ防止等のための基本的な方針」の関連資料として「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」を示し、いじめへの適切な対応を求めている。

⇒参考資料(2)

- ア いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条より)

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。[児童等=児童生徒]

- イ いじめに対する考え方

### (ア) いじめは決して許されないことである。

いじめは、被害者に大きな苦痛を与え、人権を侵害する行為であるばかりでなく、加害者自身の心身の健全な発達をも阻害するものであり、児童生徒の人格形成上見逃すことのできない大きな問題である。

児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす要因ともなる深刻な問題である。

学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応を行う。

### (イ) どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。⇒参考資料(7)Leaf7

特定の「いじめっ子」や「いじめられっ子」だけの問題ではなく、どの児童生徒も加害者や被害者になり得るという事実を正しく理解する。

### (ウ) いじめを早期発見・認知し、解消に向け取り組むことが大切である。⇒参考資料(7)Leaf11

いじめの見逃しがあることが大きな問題であると捉え、いじめを積極的に認知し、解消に向け積極的に取り組むことが大切である。

### (エ) いじめの特徴を踏まえ、「いじめをいじめとして認識すること」が大切である。

⇒参考資料(6)

「～をしたから悪い」「～だから仕方ない」というように、いじめられる理由付けをして「いじめを正当化することがある」など、いじめの特徴を踏まえておき、いじめを見逃さないようにする。

### (オ) 教職員が「大丈夫」「いじめではない」と即断してはいけない。⇒参考資料(4)、(6)

遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いので、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、積極的にいじめの発見に努める。

### (カ) 教職員が一人に対応するのではなく、必ず組織的に対応する。⇒参考資料(5)pp.8-12、(6)

特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。いじめ防止対策のための組織で相談し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進める。

- ウ いじめの未然防止⇒参考資料(2)

各校の「学校いじめ防止基本方針」を確認し、計画的にいじめの未然防止に取り組む。

**(ア) いじめについての共通理解を図る。**⇒参考資料(7)Leaf 7.11

常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有できるようにする。

**(イ) いじめに向かわない態度・能力を育成する。**⇒参考資料(5)p.22、p.32

自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

**(ウ) いじめが生まれにくい風土をつくりだす。**⇒参考資料(7)Leaf 2.8

分かりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進め、どの児童生徒も落ち着ける「居場所づくり」を進める。

**(エ) 自己有用感や自己肯定感を育む。**⇒参考資料(7)Leaf 2、9

授業や行事の中で全ての児童生徒が活躍できる場面をつくりだし、自己有用感を感じ取れる「絆づくり」を進める。

**(オ) 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む。**⇒参考資料(5)p.5、(7)Leaf 5

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

エ いじめの早期発見

**(ア) 児童生徒の様子をしっかり観察し、変化を見逃さない。**⇒参考資料(4)、(5)pp.60-64、(6)

普段と違った様子・行動に気を付けて、些細な、軽微ないじめも見逃さないようにする。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行って判断することが大切である。

**(イ) アンケートや教育相談を定期的実施する。**⇒参考資料(7)Leaf 4

アンケートは、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫し、学期ごとなどの節目で児童生徒の生活や人間関係の状況を把握できるよう、全ての学校において年度当初に適切な計画を立てて実施するとともに、全児童生徒との面談等に役立てることが必要である。

**(ウ) いじめ等の相談をしやすい信頼関係・雰囲気を作っておく。**⇒参考資料(6)

いじめられている児童生徒は、心配をかけたくないという思いや、集団からの孤立や仕返しを恐れる思いから、教職員や保護者にいじめられていると訴えることが難しいことがある。そのため、いじめの早期発見には、日頃からの児童生徒との関わりが大切である。

**(エ) 家庭訪問や電話連絡等を通じて、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。**

⇒参考資料(5)p.23、p.29、p.64

保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り健やかな成長を支援していくことも有効である。

**(オ) 児童生徒や保護者に学校以外の相談機関を周知しておく。**⇒参考資料(6)

電話相談窓口等について広く周知することが必要である。

オ いじめへの対応⇒参考資料(2)

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら対応する。

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方策を考えて迅速に対応する。

謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

**(ア) 被害者に対して**⇒参考資料(5)pp.7-11、(6)

訴えを丁寧に聞き、事実を正確に把握するなど、共感的に受け止める姿勢で対応する。

当該児童生徒に対して、徹底して守ることを伝え、見守りなどを通して安全を確保する。

**(イ) 加害者に対して**⇒参考資料(5)pp.7-11、(6)

いじめられた者の苦しみや心の痛みに気付かせ、毅然とした態度で対応する。

いじめの背景に潜むものにも着目し対応する。

いじめた児童生徒が自分の行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

**(ウ) 傍観者・観衆に対して**⇒参考資料(5)p.2、p.12、(6)

みんなを守るという姿勢で対応する。

自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

観衆に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

**(エ) ネットいじめについて**⇒参考資料(5)pp.14-18

ネット上のいじめについても、他のいじめ同様に決して許されないものであることを理解させる。

誹謗・中傷等の書き込みや写真・動画の投稿などについては、その確認と保存を行い、速やかに削除する措置をとる。その際、必要な場合は、警察等との連携を行う。

**(オ) 保護者に対して**⇒参考資料(5)p.12、p.18、(6)

家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。保護者の話を十分に聞き、被害児童生徒の保護者の不安や怒りなどを真摯に受け止め、それらを解消することに全力を挙げることを約束する。また、加害児童生徒の保護者に対しては、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

**(カ) 警察に対して**⇒参考資料(6)、(7)Leaf12

いじめが犯罪行為になると考えられる場合は、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

**(キ) 教職員間において**⇒参考資料(5)pp.8-12、(6)、(7)Leaf増刊号 Leaves.3

一人で抱え込まずに、報告・連絡・相談を行い、組織的に対応する。

背景に横たわる問題を見極め、解決の方策を考えて迅速に対応する。

**(ク) 記録について**⇒(7)Leaf増刊号 Leaves.3

個人別生活カード等に事実関係を客観的に記録し、事実関係の整理や情報共有等に活用する。記録は適切に保管し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、引き継いだり情報提供したりできるようにする。

「個人別生活カード」奈良県教育委員会（平成26年4月）

<https://www.pref.nara.jp/secure/63511/seikatsu-c.pdf>



**カ いじめの解消**⇒参考資料(3)

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校設置者又は学校の判断により、より長期間を設定するものとする。

○ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得

ることを踏まえ、当該被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

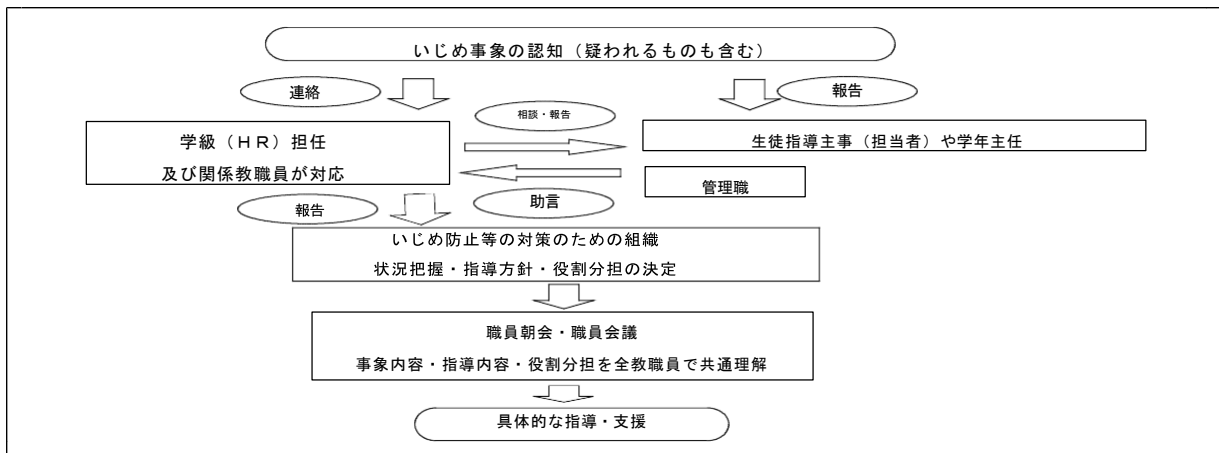


図1 いじめへの対応

## (7) 不登校への対応

### ア 不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気、経済的理由や新型コロナウイルスの感染回避などによるものを除く)。

年間30日以上欠席した児童生徒のうちその理由が、学校生活上の影響、遊び・非行・無気力、不安などの情緒的混乱、意図的な拒否、及びこれらの複合等であるもの。

### イ 不登校に対する考え方⇒参考資料(8)不登校理解の基本

(ア) 不登校は、誰にでも起こり得る。

(イ) 不登校は、本人の問題だけでなく、本人と周囲の環境との相互作用のなかで生じてくる一つの状態像である。したがって、本人の成長を促すことに専心するのではなく、環境調整を図ることも大切である。

(ウ) 不登校支援においては、学校へ行けない状況をまず受容し、少しずつ問題を解きほぐしていくようなカウンセリング的対応が基本である。

(エ) 家庭への支援が不可欠である。

(オ) 学校に来させることが目的でなく、本人が元気になり、社会的に自立できるようになることが目標である。

(カ) 本人が怠けているから不登校になるという捉え方は、誤解である。

### ウ 不登校の早期発見⇒参考資料(8)pp.18-19

不登校の前兆の多くは、児童生徒の今までと違う態度や言動・身体的症状として現れてくる。児童生徒のわずかな変化に気付くためには、日頃からの丁寧な児童生徒の観察・理解が重要となる。

### エ 不登校児童生徒への対応

**(ア) 不登校支援モデルから考える。**⇒参考資料(8)pp.1-6

不登校児童生徒の状況の変化を「初期・中期・回復期」として捉え、それぞれの時期における関わり方や留意点を踏まえて対応する。

**(イ) 教職員が一人で支援するのではなく、必ず組織的に支援する。**⇒参考資料(8)p.10、p.21

不登校対応(学校教育相談)コーディネーターを中心とした組織的な支援を行い、よりきめ細かく柔軟な個別支援を進める。担任等が一人で抱え込んでしまい、支援が遅れたり不適切になったりすることを防ぐ。

**(ウ) 適切な見立てによる支援を行う。**⇒参考資料(8)p.8、p.22

不登校児童生徒に対してより適切な支援を行うためには、その児童生徒についての理

解が確かであることが大切である。その理解のための仮説が見立てであり、個別ケース会議を開くなどし、より多くの情報を集めたり専門家の意見を取り入れたりすることが必要となる。

**(イ) 関係機関との連携を積極的に行う。**⇒参考資料(8)pp.11-12、pp.24-26

不登校児童生徒が自分を見つめ直したり心のエネルギーを貯めたりするために、心理の専門家のスクールカウンセラーと話をすることも有効である。また、保護者や教職員が、自分の悩みや支援の在り方について相談することも有効である。その他には、不登校児童生徒が適応指導教室やフリースクール等で自分の居場所を見付け、集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充等を行うことが学校復帰や社会的自立を支援することになる。

**(オ) 家庭への支援がとても重要である。**⇒参考資料(8)p.11、p.18、p.20、p.23

不登校児童生徒の保護者の心的ストレスや不安、悩みを和らげ、ゆとりをもって児童生徒に接することができるように、保護者の思いに共感しながら適切なはたらきかけや支援を行うことが求められる。

オ 不登校 Q & A ⇒回答は、参考資料(8)pp.18-23 を参照

- Q 1 不登校の前兆を見逃さないためには、どのようなことに気を付ければよいでしょうか？
- Q 2 不登校かなと思ったら、どのような対応をすればよいでしょうか？
- Q 3 家庭訪問しても、本人に会うことを拒否されました。どう対応すればよいでしょうか？
- Q 4 児童生徒に寄り添うということの意味がよくわかりません。
- Q 5 子どもを指導しなければならないと思うのですが？
- Q 6 保護者と信頼関係を築くのにも苦勞します。何かコツはありますか？
- Q 7 学校に批判的な保護者には、どう対応したらよいでしょうか？
- Q 8 不登校とは、児童生徒のどのような状態のことですか？
- Q 9 不登校の児童生徒の中には、発達障害の傾向のある児童生徒がいると聞きますが、どう対応したらよいでしょうか？
- Q 10 自分の学級の生徒が不登校になり悩んでいます。どうすればよいでしょうか？
- Q 11 不登校児童生徒の対応には、見立てが大切だと聞きます。見立ては、どのようにすればよいでしょうか？
- Q 12 児童生徒の情報を共有するためには、どのようなものがありますか？
- Q 13 家庭訪問は、どのようにするのがよいのでしょうか？

**(8) 体罰の禁止**

本県の教育から体罰を根絶するためには、教職員一人一人の「学校から体罰をなくそう」という意識が必要である。体罰が起こる余地のない指導を推進することは、児童生徒をよりよい方向へと導くことにつながる。「体罰の問題は自分には関係ない」と思わずに、自分の日々の教育活動を振り返ることが大切である。

ア 体罰の定義

児童生徒に対して、身体に対する侵害を内容とするものや肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断される行為であり、法律(学校教育法第 11 条)で禁止されている。

**【身体に対する侵害を内容とするもの】**

- 殴る。蹴る。
- 突き飛ばす。投げ飛ばす。
- 物を投げつけて、当てる。
- 頬をつねる。
- 踏みつける。
- 髪の毛を切る。 等

**【暴言】**

- 人格を否定する言葉  
「最低な奴だ」「人間のくずだ」
- 自尊感情を傷つける言葉  
「お前みたいな奴はだめだ」
- 身体や容姿をけなす言葉  
「キモイ」「チビ」「デブ」
- 恐怖感を与える言葉  
「殴るぞ」「しばくぞ」
- 髪の毛を切る。 等

【肉体的苦痛を与えるようなもの】

- 正座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる。
- 居残りや別室指導で、児童生徒を長く留め置き、食事やトイレの許可を与えない。
- 炎天下の中、水を飲ませずに長時間走らせる。 等

威圧的な言動や教育的配慮を欠いた指導など、指導上不適切な行為も体罰同様に、児童生徒の人権を踏みにじり、心を深く傷付けることに留意する。

イ 体罰に対する考え方⇒参考資料(9)、(10)pp. 1-2 (『 』の標語(9)、(10)より抜粋/以下同じ)

- (ア) 重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
- (イ) 児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、深い傷を残す。  
『体罰を 受けた子どもの 心には 反省よりも 恐怖心』
- (ウ) 学校全体に対する不信感を生み、正常な教育活動ができなくなるおそれがある。
- (エ) 懲戒処分・暴行罪・損害賠償責任など、様々な責任を負うことになる。  
『体罰で 失う信用 一瞬に』

ウ 体罰発生の原因⇒参考資料(9)、(10)pp. 4-5

**(ア) 体罰に関する認識の不足から起こる体罰**

どんなことが体罰に当たるのかを正しく認識していないと体罰を起こしてしまう可能性がある。

『愛の鞭 そんな鞭はありません あるのは 単なる無知でしょう』

**(イ) 体罰容認の意識から起こる体罰**

教職員や児童生徒・保護者等が「成長のために」「勝つために」等で体罰を認めてしまうと、体罰を起こしてしまう可能性がある。

『勝つために 使う拳は 誰のため』

**(ウ) 学校での協力体制の不十分さから起こる体罰**

教職員同士が教え合ったり注意し合ったりすることがないと、個人に任せきりになり体罰を起こしてしまう可能性がある。

『チェックの目 増やしてなくそう 体罰の芽』

**(エ) 指導力不足から起こる体罰**

学習指導や生徒指導等で指導の効果が上がらない場合、いらだちや焦りなどから体罰を起こしてしまう可能性がある。

『体罰は 指導力のない証』

**(オ) 感情を抑えきれずに起こる体罰**

教職員が不安や焦り、心身の不調等で精神的余裕がない場合、児童生徒の言動に対して感情的になり体罰を起こしてしまう可能性がある。

『カッとなり 体罰起こし 後悔す』

エ 体罰が起こる余地のない指導の推進⇒参考資料(9)、(10)pp. 6-28

『体罰は しない させない 必要ない』

**(ア) 体罰の根絶に向けた意識の向上**

「自己指導振り返りシート」などを活用して、定期的に自分の指導を振り返るとともに感情のコントロールに取り組み、体罰の根絶に努めることが大切である。

『体罰を 根絶するのは あなたです』

**(イ) 体罰の根絶に向けた組織力の向上**

教職員が支え合う体制を確立し、体罰根絶に向けた組織力の向上に努めることが大切である。

『支え合い 誰にもさせない 体罰は』



### (ウ) 体罰の根絶に向けた指導力の向上

児童生徒理解をベースにして、様々な理論に基づいた指導法を取り入れ、体罰根絶に向けた指導力の更なる向上に努めることが大切である。

『あげるのは 拳ではなく 指導力』

### (9) 生徒指導の機能を生かした授業づくり

生徒指導とは、これまで述べてきたように、問題行動等への指導や校則遵守などに限定されるものではなく、教科等指導、保健指導など、全ての学校教育活動においてその役割を果たすものである。

なお、教科等指導において、生徒指導を充実させるためには、次の点に留意することが大切である。

ア 授業の場で児童生徒の居場所をつくる。

イ 分かる授業を行い、主体的な学習態度を養う。

ウ 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。

エ 言語活動を充実させ、言語力を育てる。

オ 学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。

さらに、日々の授業の中で、生徒指導の機能が生かされているかを、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」チェックシート (p.90) を参考に、自己点検と研鑽に努めたい。

#### 参考資料・文献

(1) 文部科学省(令和4年12月)「生徒指導提要」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)

(2) 文部科学省初等中等教育局長通知(平成25年10月11日)「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」 (2)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1400262.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400262.htm)

(3) 文部科学省初等中等教育局長等通知(平成29年3月16日)「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について (3)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm)

(4) 奈良県教育委員会(令和3年3月改訂)「奈良県いじめ防止基本方針」 (4)

<https://www.pref.nara.jp/secure/244954/housin.pdf>

(5) 奈良県教育委員会(平成21年3月)「事例から学ぶいじめ対応集」

<https://www.pref.nara.jp/secure/39467/ijime.pdf>

(6) 奈良県教育委員会(平成30年3月改訂)「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」

<https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=30214>

(7) 国立教育政策研究所(平成24年2月～[最新:令和3年7月])「生徒指導リーフ」「生徒指導リーフS」「生徒指導リーフ増刊号」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/#leaf-series>

(8) 奈良県教育委員会(平成24年3月)「不登校支援のしるべ(教員用)」

<https://www.pref.nara.jp/27756.htm>

(9) 奈良県教育委員会(平成26年3月)リーフレット「信頼される教職員であり続けるために」

<https://www.pref.nara.jp/secure/63511/leaflet.pdf>

(10) 奈良県教育委員会(平成26年3月)冊子「信頼される教職員であり続けるために」

<https://www.pref.nara.jp/secure/63511/taibatu%20sassi.pdf>

(11) 奈良県教育委員会(平成22年3月)「小・中学校生徒指導ガイドライン」

[https://www.pref.nara.jp/secure/52914/sidou\\_guideline\\_1.pdf](https://www.pref.nara.jp/secure/52914/sidou_guideline_1.pdf)

(12) 文部科学省(平成25年法律第71号)「いじめ防止対策推進法」 (12)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm)

(13) 文部科学省(令和4年)「学校基本調査の手引き」小学校・中学校用

[https://www.mext.go.jp/content/20220307-mxt\\_chousa01-000013781\\_04.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220307-mxt_chousa01-000013781_04.pdf)



(14)奈良県教育委員会(平成 29 年 12 月)「奈良県立学校における特別指導ガイドライン」  
<https://www.pref.nara.jp/48830.htm>

(15)奈良県先生応援サイト  
<http://www.e-net.nara.jp/ouen/>

(15)



(16)なら “先生の蔵”  
<http://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/16,0,64,html>

(16)



(17)「ICTを活用したまなび」授業実践  
<http://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/16,0,124,html>

(17)



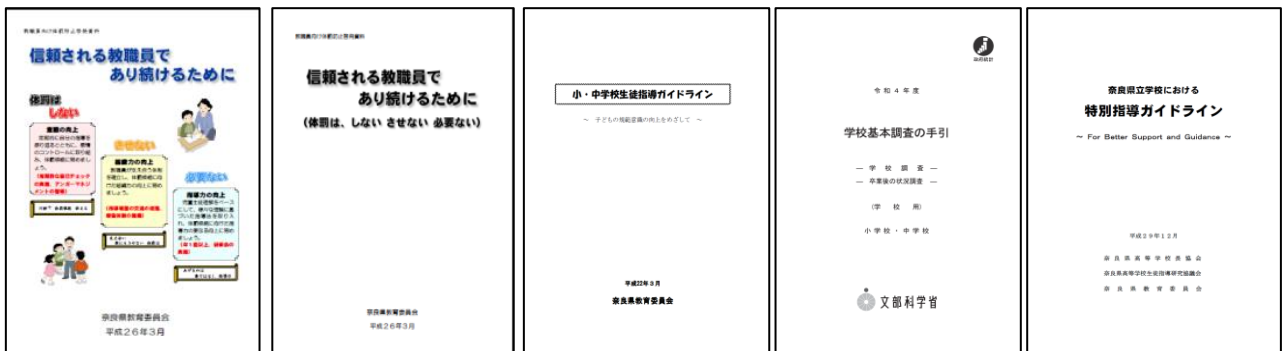
(1)「生徒指導提要」

(5)「事例から学ぶ  
 発見いじめ対応集」

(6)「いじめ早期  
 早期対応マニュアル」

(7)「生徒指導リーフ」

(8)「不登校支援の  
 するべ(教員用)」



(9)リーフレット  
 「信頼される教職員であり続けるために」

(10)冊子

(11)「小・中学校生徒  
 指導ガイドライン」

(13)「学校基本  
 調査の手引き」

(14)「奈良県立学校  
 における特別指導  
 ガイドライン」



## 生徒指導の機能を生かした授業づくり チェックシート

【4：よくしている 3：時々している 2：あまりしていない 1：ほとんどしていない】

		項 目	自己評価
自己決定の場を与える	1	児童生徒が興味・関心をもち、主体的に学ぼうとするように、教材提示の工夫をしていますか。	
	2	思考場面や観察場面で、考えたり観たりする視点を示していますか。	
	3	児童生徒が主体的に学べるよう、個に応じた支援を行っていますか。	
	4	児童生徒自身が、学習課題や学習方法、学習形態などを選択できるようにしていますか。	
	5	一人調べを取り入れたり、一人で考える時間を十分に与えていますか。	
	6	児童生徒自身が、自分の考えをみんなの前で発表する場を設けていますか。	
	7	教育機器の活用を図ったり、多様な教材、教具、資料を準備していますか。	
	8	児童生徒が今日の学習を振り返り、これからの学習について考えるような場を設けていますか。	
	9	自分の考えをはっきりさせ、思考過程が分かるようなノートの取り方の指導を工夫していますか。	
	10	意見が生まれやすいような発問を工夫していますか。	
自己存在感をもたせる	11	間違った応答も大切にしたり、どんな発言でも取り上げ大切にするようにしていますか。	
	12	名前を呼んだり、目を見て話すなど、児童生徒に存在感をもたせるようにしていますか。	
	13	児童生徒の意見を積極的に取り上げて、発表のチャンスを与えるようにしていますか。	
	14	児童生徒相互が協力して学習できるように、グループでの学習などを取り入れていますか。	
	15	全員が応答でき、参加しているという気持ちをもてるように、発問などを工夫していますか。	
	16	授業に意欲を見せない児童生徒や学業が振るわない児童生徒も、学習していけるような配慮をしていますか。	
	17	授業の中で、「よくできたね」「がんばっているね」等の、承認や称賛、励ましを行っていますか。	
	18	児童生徒の実態を把握し、授業のどの場面での児童生徒を生かせるか工夫していますか。	
	19	多様な考えを提示して、お互いの考えに気付かせるように工夫していますか。	
	20	発言をしない児童生徒への心配りに努めていますか。	
共感的人間関係を育てる	21	よい姿をほめ、好ましくない行為は正すようにしていますか。	
	22	たどたどしい発言や的はずれの考え・意見のように思われても、遮らずに聞くようにしていますか。	
	23	間違った応答に対して冷やかしたり笑ったりしないように指導していますか。	
	24	児童生徒一人一人を受け入れて、児童生徒の人間性を認めるようにしていますか。	
	25	チャイムと同時に授業を始め、チャイムと同時に授業を終えるようにしていますか。	
	26	友だちの意見に声を出してうなずいたり、拍手したりするよう促していますか。	
	27	自己開示をし、児童生徒から学ぶ姿勢をもっていますか。	
	28	相互評価を取り入れ、お互いのよさを認め合うことができるようにしていますか。	
	29	教員主導にならず、児童生徒のテンポに合わせてながら授業を進めていますか。	
	30	発言をつなげ、集団での学び合いとなるようにしていますか。	

参考：「授業に生徒指導の機能を生かすためのチェックリスト」岩手県立総合教育センター